

史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携手法検討調査業務委託 にかかるプロポーザル実施要領

1. 目的

本業務の対象となる「史跡齋宮跡」は、天照大神の御杖代として代々の天皇ごとに伊勢神宮に派遣されていた皇族の女性「斎王」の御所であった場所で、都市公園等を含む約 137ha の広大な国指定史跡である。H27 年にはこの齋宮が日本遺産として認定され、観光客、地域住民等に親しまれている。

今後、拠点滞在型観光の推進を図るとともに、地域にも使われることで持続的に愛される地域活性化拠点の形成を目指していくため、官民連携手法の導入に向けた検討調査を行う。

2. 委託業務及び内容

(1) 委託業務の名称

史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携手法検討調査業務委託

(2) 業務内容

①前提条件の整理

国指定史跡での制約を踏まえ、史跡齋宮跡保存活用計画（案）との整合性、活用条件、収益事業導入対象施設、事業範囲を整理、検討する。

②事業スキームの検討

各種連携等での想定可能な事業スキームを立案する。

③関係者協議、ヒアリング

史跡に関わる多様なステークホルダーにおける合意形成を図るため、関係者にて史跡内都市公園等の活用、官民連携事業についてヒアリング・協議を行う。

④マーケットサウンディングの実施

史跡内都市公園等の利活用について、民間事業者との対話（マーケットサウンディング）を検討、実施し、想定される事業スキームの実現可能性・課題と、民間事業者の参入意欲を把握する。

⑤事業スキームの精査

マーケットサウンディング結果を参考とし、実現可能な事業スキームとして調整を行う。また、史跡齋宮跡保存活用計画（案）と整合させ、実現性の確保を図る。

⑥事業スケジュールの検討

マーケットサウンディングの結果と事業スキームの精査を踏まえ、対象施設及び事業範囲に対し、令和 6 年度以降の事業スケジュールを検討する。

⑦公募方針の検討

次年度以降の事業スケジュールを踏まえ、史跡内都市公園内等での民間事業者等の公募に向けた方針を検討する。

⑧成果とりまとめ、報告書作成

これまでの検討調査と、史跡内の賑わいの拡大や地域住民の利便性向上に資する官民連携事業の展開について、とりまとめを行う。

⑨打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間 2 回及び成果品納品時の計 4 回を予定する。

⑩成果品

- ・ 報告書 A4 版：2 部
- ・ 電子データ CD-R 又は DVD：2 部
- ・ その他監督員と協議し、必要になったもの 一式

(3) 留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、スケジュールを作成し、進捗状況を明和町に綿密に報告す

ること。

② 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じ明和町から随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については明和町の指示に従うこと。

③ あらかじめ、明和町と調整したスケジュールで業務を進行すること。

④ 業務期間を通して担当できるスタッフを確保すること。

(4) その他

本実施要領に定めのない事項については、明和町と協議するものとする。

3. 選考方式

募集方法はプロポーザル方式による公募とし、当業務についての企画提案を審査により評価決定する方式とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日までの間で最優秀提案者と協議のうえ決定

5. 契約

契約内容の詳細について明和町と契約候補者が十分な協議を行った後、明和町が契約候補者から見積を徴取し、双方が契約内容と契約金額に合意した上で、契約を締結するものとする。

ただし、当該事業者に対し、指名停止等の欠格事項が生じたときには、契約しない場合がある。また、協議が調わないときには、契約できない場合がある。

6. 応募要件

応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和4～令和7年度三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）に登録していること。
- (2) 三重県内に本店・支店・営業所・事務所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税、法人住民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (7) 地方公共団体において、平成29年の都市公園法改正により新設された「公募設置等管理制度」を活用し、官民連携手法導入可能性調査を行い、当該都市公園にて事業化（運営開始）までされた実績を有すること。
※事業化とは、事業者である必要はない
- (8) 地方公共団体において、過去5年以内に、歴史公園における保存活用計画策定を行った実績を有すること。
- (9) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）かつ50ha以上の区域における公共施設の民間活力導入検討業務の実績を有するものを業務責任者として配置できること。また、その社員が正社員であることを証する「雇用保険被保険者証」を提出すること。

7. 失格要件

企画提案書を提出してから契約候補者が選定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 一つの応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

8. プロポーザルの実施日程

企画提案書類およびプレゼンテーションによる審査により、契約候補者を選定する。

| | |
|-------------------|---|
| 参加申込書提出期限（様式第1号） | 令和5年 8月18日（金）午後3時まで |
| 質問期限（様式第2号） | 令和5年 8月18日（金）午後3時まで |
| 質問に対する回答 | 令和5年 8月22日（火）まで |
| 企画提案書等提出期限 | 令和5年 8月29日（火）午後5時まで 明和町役場 斎宮跡・文化観光課 必着 |
| プレゼンテーション（予定） | 令和5年 9月上旬 |
| 契約候補者選定（特定通知）（予定） | 令和5年 9月上旬 |
| 契約締結（予定） | 令和5年 9月上旬 |

9. 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、参加申込書（様式第1号）の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、参加申込書とともに、応募要件の（1）（2）（7）（8）（9）を証する書類（証書、契約書写し等）を別添として提出すること。
なお、（7）の事業化については、Web ページや新聞等の記事でも構わない。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、明和町に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書等の受付後の内容変更は認めない。その理由の如何に関わらず企画提案書等の返却はしない。
- (5) 明和町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

10. 企画提案書等に関する質問の受付及び回答

質疑応答の取り扱いについては、下記のとおりとする。

【質問の方法】

下記担当課あてに、質問書（様式第2号）を電子メールに添付して行うこと。

メールアドレス：t-inui43@town.mie-meiwa.lg.jp 及び

n-kawamura28@town.mie-meiwa.lg.jp

メール件名：【質問】（提案者名）史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携
手法検討調査業務委託

ファイル名：【質問】（提案者名）史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携
手法検討調査業務委託

質問メールの送信後、到着確認を下記担当課まで電話にて行うこと。

【質問に対する回答】

回答予定日までに、全参加申込者に対して、全ての質問の回答を電子メールにて通知する。なお、質問者に対する個別の回答は行わない。

1 1. 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等は、一応募事業者につき1案とし、2案以上の提出は不可とする。
- (2) 企画提案書等の提出部数は8部とする。ただし、正本版は1部とし、残りは副本版7部とし複写でも可とする。なお、提出書類は以下のとおり。
 - ・様式第3号（会社概要）
 - ・様式第4号（会社_業務実績調書）
 - ・様式第5号（管理技術者_経歴・業務実績調書）
 - ・企画提案書
 - ・見積書
- (3) 企画提案書の表紙には「史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携手法検討調査業務委託プロポーザル企画提案書」と記載する。
- (4) 企画提案書は片面印刷でA4版5ページ以内とし、下記の点も踏まえながら具体的に提案すること。
 - ・業務の実施方針
 - ・業務全体スケジュール
 - ・業務実施体制
- (5) 見積書
 - ・宛先は明和町長とし、貴社の提出者名の押印をすること。
 - ・見積書の件名は「史跡のまちづくりに係る地域活性化拠点創出官民連携手法検討調査業務委託」とすること。
 - ・見積金額は税込とすること。
 - ・項目別に、単価等の算出根拠も明記すること。
 - ・契約上限額を超えて見積書を提出したものは失格となる。
- (6) 提出資料に関する留意事項
以下のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ① 本プロポーザルに参加する資格のないものが提案したとき。
 - ② 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - ③ 企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ④ 見積書の金額、住所、氏名、印章あるいは重要な文字の誤脱、または判読しがたい、見積書及び金額を訂正した見積書を提出したとき。
 - ⑤ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しないとき。
- (7) 提出期限：令和5年8月29日（火）午後5時まで（必着）
- (8) 提出方法：持参又は書留郵便
- (9) 提出先：「担当課」参照のこと。

1 2. プレゼンテーション、選定

- (1) プレゼンテーションの時間は、説明20分以内、ヒアリング15分程度とする。
- (2) 説明者は本業務を受託した際の業務責任者となる者とし、3名以内とする。
- (3) 説明は、提出された企画提案書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。
- (4) 選定は明和町役場内に設置する審査委員会が行う。選定結果は、該当事業者全員に書面（様式第6号）をもって連絡する。
- (5) 評価方法等は以下のとおり行う。

| 項目 | 評価内容 | 配点 |
|-----------|---------------------------------------|------|
| 会社概要 | 会社等概要書から、応募者が事業者として相応しいかどうかを判断する。 | 10点 |
| 業務実績 | 業務実績から判断する。 | 15点 |
| 企画提案書 | 企画提案書から、本町が求める業務の委託者として相応しいかどうかを判断する。 | 60点 |
| プレゼンテーション | プレゼンテーション・ヒアリングの内容から、本業務への理解度を判断する。 | 15点 |
| 合計 | | 100点 |

13. 契約上限額

10,450,000円(税込)

14. その他

- (1) 参加申込後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面(様式第7号)を提出すること。
- (2) 期限までに企画提案書の提出がない場合は失格とする。
- (3) 明和町から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (4) 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により本町に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- (5) 関係法令、規則等を遵守すること。

担当課名

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上945

明和町斎宮跡・文化観光課 文化財係 乾・河村

TEL: 0596-52-7126

FAX: 0596-52-7133

E-Mail: t-inui43@town.mie-meiwa.lg.jp 及び

n-kawamura28@town.mie-meiwa.lg.jp